

大手前大学・大手前短期大学図書館学外者利用要項

第1条 この要項は、大手前大学・大手前短期大学図書館利用規程（以下「利用規程」という）第22条に基づき、利用規程第2条第6項に定める者（以下「学外利用者」という）の利用に関して必要な事項を定める。

第2条 利用目的および利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 利用は学術的な研究又は調査を目的とする場合に限る。
- (2) 学外利用者は20才以上の者とする。なお、他の大学(大学院を含む)に在籍する者は除く。

第3条 利用を希望する者は本人を確認できるものを携行し、登録をしなければならない。

第4条 利用できるサービスと施設

- (1) 利用できるサービスは、図書・雑誌の図書館資料の館内利用、文献複写、および図書の館外利用とする。
- (2) 利用できる施設は特別資料室を除くメディアライブラリーCELLとする。

第5条 図書の館外利用は次のとおりとする。

冊数3冊以内、期間2週間以内とする。

第6条 学外利用者は利用規程およびこの要項を遵守し、図書館職員の指示に従わなければならない。

第7条 館長は、前条の事項に違反した者に対して、図書館の利用を禁止することができる。

付則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 大手前大学西宮図書館一般市民利用要項、および大手前大学伊丹図書館・大手前短期大学図書館一般市民利用要項は廃止する。

付則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。